

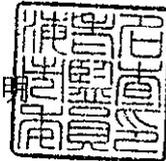
海老名市監査委員告示第 11 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務部及び会計管理者の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和2年10月12日

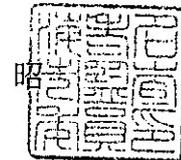
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

藤澤 菊枝



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

－監査基準日現在－

【財務部】

(1) 企画財政課

総合計画に関すること。政策の総合調整並びに企画及び立案に関すること。土地利用に関する県との事前調整に関すること。広域行政及び行政区域に関すること。庁議（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。行政評価に関すること。行政改革に関すること。行政組織及び事務分掌に関すること。基地渉外に関すること。社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。財政計画に関すること。予算の調製及び執行管理に関すること。決算に関すること。市債及び一時借入金に関すること。基金、有価証券等の管理の総括に関すること。会計課との連絡に関すること。

(2) 管財課

本庁内案内業務に関すること。本庁舎の管理に関すること。物品の受払及び保管に関すること。備品の管理に関すること。庁用車の管理に関すること。公共施設（建物に限る。）の調整に関すること。財産に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。公共施設（建物に限る。）の施工に関すること。公共施設（建物に限る。）管理の技術的助言及び指導に関すること。公共施設マネジメントに関すること。

(3) 契約検査課

工事、委託、物品等の契約に関すること。競争入札参加資格認定に関すること。入札執行に関すること。工事の検査に関すること。

(4) 市民税課

税制に関すること。法人市民税、軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。自動車臨時運行許可に関すること。市県民税、軽自動車税関係の証明に関すること。固定資産評価審査委員会に関すること。個人市県民税の賦課に関すること。

(5) 資産税課

固定資産（土地）の評価に関すること。固定資産税（土地）及び都市計画税（土地）の賦課に関すること。特別土地保有税に関すること。固定資産税関係の証明に関すること。固定資産（家屋）の評価に関すること。固定資産税（家屋）及び都市計画税（家屋）の賦課に関すること。国有資産等所在市町村交付金に関すること。固定資産税（償却資産）の賦課に関すること。

(6) 納税課

市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の収納管理、督促等に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の納付督促及び納税相談に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の滞納処分及び欠損処分に関すること。

【会計課】

支出負担行為の確認に関すること。支出命令の審査に関すること。現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。現金及び財産の記録管理に関すること。決算の調製に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成31年4月1日から令和2年7月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和2年9月25日及び28日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務及び補助金交付事務について、納税課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

- ・ 市税過誤納金の還付に当たっては、地方税法第17条の4の規定により還付に至った事由ごとに還付加算金の算定期間が定められている。

今般の定期監査において、過年度市県民税の還付事案で還付加算金の算定期間に誤りがあるものが1件あり、32,100円過払いがあった。